

正 誤

令和六年九月二十日（号外第二百二十号）公布  
国土交通省令第八十五号（国土交通省関係地域再  
生法施行規則等の一部を改正する省令）  
（原稿誤り）

四一ページ改正後欄終りから二行目から一行  
目までは次のとおりの誤り。

第三十条 法及びこの省令に規定する国土交通大  
臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方運輸  
局長（第三号に規定する権限については、運輸  
監理部長を含む。次条第一項において同じ。）に  
委任する。

一 法第十七条の三十六第二十七項（同条第三  
十項において準用する場合を含む。）の規定に  
より同意すること。

二 法第十七条の五十一の規定により認定する  
こと。

三 法第十七条の五十五の規定により認定する  
こと。

四 第二十二条の規定により登録簿に記載する  
こと。

五 第二十三条の規定により登録証を交付する  
こと。

六 第二十四条の規定により更新登録申請書を  
受理すること。

2 法第十七条の五十九の規定による報告の求め  
は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）も行  
うことができる。

同ページ改正前欄終りから五行目から三行目ま  
では次のとおりの誤り。

第十七条 法第十七条の四十四及び第十七条の四  
十七に規定する国土交通大臣の権限は、地方運  
輸局長（同条に規定する権限については、運輸  
監理部長を含む。次条第一項において同じ。）に  
委任する。

同ページ改正前欄終りから二行目「に規定する  
国土交通大臣の権限」は「に規定する国土交通大  
臣の権限」の誤り。  
四三ページ一行目「別記様式第四」は「様式第  
四」の誤り。

別記様式第五  
同ページ様式中  
は「様式第五」  
の誤り。

五〇ページ様式中  
別記様式第六  
は「様式第六」  
の誤り。

五一ページ様式中  
別記様式第六の二  
は「様式第六の二」  
の誤り。

五二ページ様式中  
別記様式第七  
は「様式第七」  
の誤り。

五九ページ様式中  
別記様式第八  
は「様式第八」  
の誤り。

六〇ページ様式中  
別記様式第八の二  
は「様式第八の二」  
の誤り。

六一ページ様式中  
別記様式第九  
は「様式第九」  
の誤り。

六二ページ様式中  
別記様式第十  
は「様式第十」  
の誤り。